

平成24年度（2012年度）第2回中野区都市計画審議会

会 議 録

平成24年（2012年）11月20日

中野区都市基盤部

日時

平成 24 年 11 月 20 日（火曜日）午後 2 時から

場所

中野区役所 4 階 区議会第 1 委員会室

次第

1. 諮問事項

- ・ 東京都市計画駐車場中野第 3 号東中野駅前広場地下自転車駐車場の決定（中野区決定）

2. その他

出席委員

矢島委員、戸矢崎委員、宮村委員、松本委員、青木委員、堀委員、五味委員、矢田委員、池田委員、高橋（今）委員、荒井委員、大東委員、かせ委員、伊東委員、いでい委員

事務局

相澤都市基盤部副参事（都市計画担当）

幹事

- ・ 竹内政策室長
- ・ 長田都市政策推進室長
- ・ 滝瀬都市政策推進室副参事（にぎわい・商業振興担当）
- ・ 松前都市計画推進室副参事（中野駅周辺まちづくり担当）
- ・ 石井都市政策推進室副参事（中野駅周辺計画担当）
- ・ 宇佐美都市政策推進室副参事（中野駅周辺地区整備担当）
- ・ 立原都市政策推進室副参事（中野駅周辺地区整備担当）
- ・ 佐々木都市政策推進室副参事（西武新宿線沿線まちづくり担当）
- ・ 尾崎都市基盤部長
- ・ 相澤都市基盤部副参事〔統括〕（都市計画担当）
- ・ 田中都市基盤部副参事（地域まちづくり担当）
- ・ 古屋都市基盤部副参事（道路・公園管理担当）
- ・ 石井都市基盤部副参事〔統括〕（都市基盤整備担当）
- ・ 豊川都市基盤部副参事〔統括〕（建築担当）
- ・ 佐藤都市基盤部副参事（防災・都市安全担当）
- ・ 高橋都市基盤部副参事（生活安全担当、交通対策担当）

相澤副参事

それでは定刻となりましたので、平成 24 年度第 2 回中野区都市計画審議会を開催いたします。

審議に先立ちまして、定足数の確認をいたします。ただいまの出席委員は委員 23 名中 14 名でございます。2 分の 1 以上の定足数に達してございますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、開会をよろしく願いいたします。

会長

それでは、平成 24 年度第 2 回の都市計画審議会を開催させていただきます。

本日はお手元の次第のとおり、諮問事項が 1 件ございます。おおむね 15 時ないし 15 時半ぐらいをめどに進めていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

早速議事に入ることといたしまして、まず諮問事項についてお願いをいたします。

相澤副参事

それでは、区長より会長に諮問をさせていただきます。

区長

中野区都市計画審議会

会長 矢島 隆 殿

中野区長 田中 大輔

中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

1 東京都市計画駐車場（中野第 3 号東中野駅前広場地下自転車駐車場）の決定（中野区決定）

〔理由〕

都営大江戸線及び JR 中央線東中野駅周辺の放置自転車の発生を防止するとともに、歩行者及び車両の安全性を確保し、併せて都市景観の向上を図るため、地下自転車駐車場を決定する。

以 上

（諮問書手交）

会長

ただいま区長から諮問文をいただいております。早速その写しを配付していただきたいと思っております。

(諮問書写し配付)

相澤副参事

事務局からです。申しわけございません。区長は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

区長

よろしく願いいたします。

(区長退室)

会長

それでは、諮問文も行き渡ったと思いますので、早速審議を始めたいと思います。

諮問事項の案件について、相澤幹事から説明をお願いします。

相澤副参事

それでは、本日の諮問事項となっております東京都市計画駐車場中野第3号東中野駅前広場地下自転車駐車場の決定についてご説明申し上げます。

本件につきましては、前回8月開催の本都市計画審議会にご報告している内容でございます。内容につきましては既にご承知のことと存じますが、本日は都市計画案の諮問ということでございます。同じ内容になるところもございますが、ご容赦いただきたいと存じます。

それでは、資料の1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

1番目、概要でございます。都営大江戸線及びJR中央線東中野駅周辺の放置自転車の発生の防止をするとともに、歩行者及び車両の安全を確保し、併せて都市景観の向上を図るため、地下自転車駐車場の決定するというところでございます。

2番目の理由書でございます。恐れ入りますが、1枚目の裏面をごらんいただきたいと思っております。右上に「別紙1-1」と記載している資料でございます。

中野区内の中東部に位置する東中野駅周辺地域は、都市計画マスタープランにおきまして、交通拠点に位置づけられておりまして、区民の日常生活を支え、地域交流の核となる、安全で安心な活力あるまちの実現を図るとされてございます。

東中野駅周辺地域は、平成11年に放置自転車規制区域に指定されたことにより、放置自転車が大幅に減少し、自転車の利用状況が変化しております。しかしながら、既存の東中野自転車駐車場、これは山手通りの地下にある既存の駐車場でございますが、地下式であるため、

高齢者や子ども連れ利用者が敬遠する傾向が見られ、また、南にあります東中野南自転車駐
車場は住宅地の中にあり、利用制約が多く、利用率が低くなっております。このため、東
中野駅周辺での自転車駐車場配置計画の見直しの検討が必要となっております。

また、東中野駅周辺では、山手通り、環状6号線街路拡幅整備に合わせまして、自転車専
用通行帯が整備され、自転車利用の利便性が向上するなど、一層の自転車対策が課題となっ
ております。

本件は、都営大江戸線及びJR中央本線東中野駅周辺の放置自転車の発生の防止など、こう
いったことを確保して、併せて都市景観の向上の実現に向けて、現在作業中の東中野駅前広
場の地下を利用し、約0.04ヘクタールの東中野駅前広場地下自転車駐車場を決定しようとす
るものでございます。

なお、前回の審議会のご質疑の中で、東口の自転車駐車場の整備について、現状のままで
よいのか、また、前回の資料の地下自転車駐車場の整備計画案、これを審議会が決定するも
のなのかというような内容のご質問がありましたので、補足資料を用意いたしました。恐れ
入ります、3ページ目の参考資料1をごらんいただきたいと思います。補足説明させていた
だきます。

前回の審議会でお示ししました今回の都市計画決定を行う前提となる考え方をまとめまし
た、「東中野駅前広場地下自転車駐車場整備計画」と、「中野区自転車利用総合計画」との関
連でございます。

自転車等の駐車対策に関する総合計画といたしまして、自転車法第7条に定める総合計画
として、「中野区自転車利用総合計画」が策定されております。この総合計画では、各駅ごと
の今後の自転車駐車場の整備方針を定めているところでございます。本日、都市計画決定の
手続を進めている東中野駅前広場地下自転車駐車場の整備計画は、この総合計画の東中野駅
周辺における全体的な整備方針などを踏まえて、個別・具体的に整備計画を定めるもので
ございます。

なお、総合計画は来年度の改定に向けて現在準備を進めているところでございます。今回
の東中野駅前広場地下自転車駐車場整備後の状況についても、これを踏まえて改定内容を作
成していくものでございます。

続きまして、3番目の都市計画案でございます。2枚目の別紙1-2をごらんください。

東京都市計画駐車場の決定（中野区決定）でございます。駐車場の番号でございますが、
これは中野区で3番目の地下の自転車駐車場になりますので、中野第3号でございます。駐
車場名は東中野駅前広場地下自転車駐車場でございます。位置は、東中野一丁目地内、面積

は約 0.04 ヘクタール、構造・階層は地下一層、駐車台数は約 220 台、出入り口は 2 カ所となっております。

なお、区域でございますが、今の 2 枚目の裏面の資料をごらんいただきたいと思います。左が西側で、上が北というふうになってございます。場所は左の中ほどの黒塗りの箇所でございます。図面の左側が環状 6 号線、山手通り、道路幅が約 40 メートルございますが、そこに面した駅前広場の地下に設置するものでございます。

この都市計画図面ではなかなかわかりづらいので、前回、都市計画審議会でイメージ図のようなものも示してほしいというご指摘がございましたので、イメージ図を添付してございます。それが一番最後のページになります。3 ページ目の裏面のカラーで示したものをごらんいただきたいと思います。

左上の黄色または緑色部分のところ、これは駅前広場でございます。ここの広場の南側、下の部分の、ちょっと読みづらいんですけど、赤い点線で囲った部分の地下に設置するということでございます。参考パース図も示してございます。その下のパース図なんですけれども、南東から見たイメージ図ということでございます。駅前広場の南側は駅街路でございますが、ここは高低差約 2.6 メートルございます。その高低差を利用しまして、断面図、右上のほうになりますが、駐車場を設置するものでございます。

右下の図は、今、広場の工事中ですけれども、現場の写真でございます。

恐れ入ります、冒頭の 1 ページ目にお戻りいただきたいと思います。4 番目の経緯及び今後のスケジュールでございます。

8 月の都市計画審議会で今回の都市計画の原案をご報告させていただきました。その後 9 月に区民説明会を開催いたしました。特段これに対してご意見は出されておられません。また、10 月に都市計画法の定めによりまして、東京都にこの内容について事前協議も行ってございますが、東京都からは特段指摘される事項等はございませんでした。その後、10 月 22 日から 11 月 5 日まで、都市計画案として公告・縦覧を行いました。意見の提出はございませんでした。なお、区議会の所管の常任委員会でも当該都市計画原案を適宜ご報告してございます。

そのような経過がございまして、本日の都市計画審議会で諮問させていただいております。本日ご了承いただければ、速やかに都市計画決定をしてまいりたいと考えてございます。

なお、都市計画決定を行った後に東京都に事業認可申請を行って、具体的な工事に着手していきたいというふうに考えてございます。

説明については以上でございます。

会長

ご説明ありがとうございました。

今、ご説明のあった件に関連いたしまして、ご質問、ご意見等、ご発言をいただきたいと思えます。どなたからでも結構でございますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

宮村委員、どうぞ。

宮村委員

都市計画の案については、ここでやるとすればこういう形しかなかなか厳しいかと思えますので、計画案そのものについては特段よろしいのではないかと考えています。

ただ、つくり方を、せっかくつくるわけですから、使い勝手が悪いと言われたその地下の既存の駐車場よりももっと使いやすく、子どもさんを連れた方とか、お年寄りが使えるように、できるだけ使いやすくするべきだと思いますので、最後のページの細かいところで、都市計画そのものでありませんけれども、この断面図を見ますと、東側の道路からさらにまたスロープで駐輪場の床面までおろすという形になっていますので、この辺はできるだけ使いやすいような工夫をしていただければいいのではないかと考えています。

それから、平面図のほうで駅街路1との間に、駅前広場からぐるっと回ってスロープでおりてくるような形になるんだろうと思うんです。歩道がわりにここの幅がセットバックしているんだと思うんですけど、緊急時の駐輪場出口というのが出っ張っていますので、その部分が若干狭くなるわけですね。その後、また植栽がどうもこの下のパースで言うと、白いちょっと低い壁になっているところが恐らく植樹帯みたいになっているんだと思うんですけど、ここの植樹帯と壁との幅をどの程度とるかとか、その辺の細かいところでいろいろ十分検討をいただいて、せっかくつくったのと言われないうように、ぜひよろしくご配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

会長

ご意見ありがとうございました。

あれですか、今の緊急時駐車場出口にしても、植樹帯のところにしても、それを除いたところの歩道の幅員は何メートルになるようにこの設計ではなっているんですか。

相澤副参事

このパース上では歩道が少し見えづらい部分がございますが、上の黄色い広場のところを見ていただくと、スロープのところ、歩道のところですけども、約4メートル幅をとると

いうことで計画をしてございます。

会長

その4メートルは総幅員だと思うんだけど、緊急時の駐車場出口で狭まっているでしょう。それから、角のところは植樹帯で狭まっているでしょう。その狭まっているところのご心配を、宮村委員はされていると思います。どうぞ。

相澤副参事

このところも利用者が利用しにくいことがないように、2メートル以上確保するという
ことで、実際は設計していきたいと考えてございます。

会長

いかがですか。宮村委員、どうぞ。

宮村委員

すみません。2メートルがいいかどうかと、余りここで断定することはできませんけども、恐らく自転車が行き来をするということを考えると、2メートルはちょっと直感的には狭いのかなという気がしますので、その辺はよくご検討いただければと思います。

以上です。

会長

それでは、最後の設計のご検討を引き続きお願いをいたします。

ほかにご意見いかがでしょうか。高橋委員、どうぞ。

高橋（今）委員

先ほどの宮村委員の質問、あとご意見に少し関連するところなんですけれども、もう一度確認させていただきたいのが、以前の都市計画の駐輪場の、以前ってももとの駐輪場の設計よりも、今回の設計というものが、いわゆる住民の皆さんに使いやすいような形になっているということなんですけれども、それがどのような点において使いやすい形になっているのかということに関して、ご教示いただけますでしょうか。

会長

相澤幹事、どうぞ。

相澤副参事

山手通りの下に既存の地下の自転車駐車場があるんですが、その利用率というのは約7割でございます。現状、調べましたところ、地下深く入るのが大体高低差が7メートルほどございます。それで潜っていくのに30メートルあるということもございますし、また、あいているところのかなりの部分が、割と奥の2段ラックの部分ということもございます。先ほ

ど申し上げたように、高齢者や子ども連れの方は、どうしても上に上げるといのがなかなか難しいということもございます。

今回のところは、場所的にも近いところに設置するということと、この街路の高低差を利用して、地下には入るんですけども、入り口から1.2から1.3メートル入れば、その場所に行くということも考えてございます。

また、2段式は今回やめまして、全部平置き式というようなことも考えてございまして、そういうようなことで利便性を向上させるというふうに考えてございます。

会長

よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。矢田委員、どうぞ。

矢田委員

似たような質問で、関連で。今の東中野の地下駐車場というのは、結局、自転車からおりて押していかない限り入れないからということで、すごく不便なわけですね。今回のやつは、これは自転車に乗ったまま駐輪場のほうに行けるのか、やっぱりおりないと入り口まで行けないのかという、その辺の構造のほうはどういうふうになっているのでしょうか。

会長

相澤幹事。

相澤副参事

構造上というよりも、自転車の駐車場を利用するときのルールのようなものになるかなというふうに考えているのですが、やはり安全性等を考えまして、所定の場所に入れるところについては、手押しをして入れていただくということが原則なのかなというふうに考えてございます。

矢田委員

入り口まではどうなんですか。

会長

相澤幹事。

相澤副参事

途中までスロープですので、そこも歩道上は本来、自転車は今、小さい子どもは別ですけども、歩行者の安全性を考えてということなので、これもやはり押していくというのが原則ではないかなと考えてございます。

会長

よろしゅうございますか。もし何かまだあれば。

では、伊東委員。

伊東委員

確認の意味でお聞きしますけれど、最後のページ、参考資料2番の図のほうです。計画平面図がありまして、赤い点線で地下駐車場が囲われていて、その右に黄緑色の縦に細長い通路がありますけれど、この位置づけというのはどうなんですか。通路なのか、それとも上に書かれています、東中野駅付近広場第1号の一部という位置づけになるのか。隣接地、要するに都市計画というものはあくまでも土地同士の接触、要するに隣接のぐあい、だから、この白抜きの建物が広場に面した建物になるのか、通路に面した、通路というか、都市計画上の位置づけの中に入っているんだと思うんですけども、その辺をちょっと説明していただきたいんです。

会長

どうぞ、相澤幹事。

相澤副参事

まず、ご指摘の右側の緑色のところを含めて広場というところで都市計画決定をしているものでございます。

なお、ここのところについては、広場の一部というような位置づけになってございます。

会長

いや、ちょっと今質問の意味が十分捉えられていないかもしれません。伊東委員、よろしいですか。

伊東委員

要はこの黄緑の部分、段差こそ違え、レベルこそ違え、上部広場と一体の位置づけということですよ。そういう考えでよろしいんですよ。

会長

相澤幹事。

相澤副参事

委員ご指摘のとおりでございます。

会長

伊東委員。

伊東委員

そういたしますと、その駅街路1号に面したこの白抜きの建物2つあります。この図面で

いきますと、その黄緑色の。これはこの駅街路に面した、一応公道に面した建物ということになりますけれど、その上に1つ建物がございまして、そのさらに上、北側に通路状の敷地があります。その関係というのはどうなりますか。要するに、この2つ、駅街路に面した建物はよしとしても、その奥の建物というのは、無接道の建物になるのか、広場に面しているから、今後の建築計画上、可なのか。

会長

具体のご指摘の場所がわかりましたか。白く抜けた建物のことですね。

伊東委員

そうですね。

会長

白く抜けた建物のほうで、線路に近いほうの建物は接道しているのかとか、そういうことですね。

伊東委員

断面図Aと書かれている、Aのちょうど右側の建物です。

相澤副参事

すみません。少し時間をいただきたいと思います。

会長

相澤幹事。

相澤副参事

まず、先ほどの質問ともちょっと重複するのですが、区域としては、広場の道路区域の一部となるということでございます。また、ここは線路区域と線路の近隣ということになります。そこで私道も一部入ってございます。位置指定道路の扱いになってございます。

会長

伊東委員、どうぞ。

伊東委員

このAの矢印のところの右側の建物について、北側は私道、白抜きの部分が私道という位置づけで、西側については直接広場に面している建物という、整理すればそういう形になりますね。

会長

後ろから直接答えてください。一々幹事に持っていかなくていい。

幹事補助

すみません。今、A と書かれている建物なんですけど、こちらと広場の間に一つ狭小敷地が入っていますので、直接今、建物のように書かれている敷地が広場には面していませんけど、その隣の敷地については広場に接していますので、そちらに接道している敷地というふうになります。

伊東委員

そのAが分かれています。

幹事補助

この状態で言うとAと書かれている建物のところの間に一つ敷地がありますので。すみません、こちらではちょっと表記してないですけど、現実はそのいうふうになっています。

会長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご質問がないようでしたら、この件についてお諮りをいたしたいと思います。

では、諮問文の記の1、東京都市計画駐車場（中野第3号東中野駅前広場地下自転車駐車場）の決定（中野区決定）について、お諮りいたします。

これについては案のとおり了承するという事によろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長

ありがとうございました。ご異議がないようですので、さように決することにいたします。

以上をもちまして、諮問のありました件につきましては、了承するという事と決定いたしましたので、それ以外の次回の予定等について、事務局からご説明をお願いします。

相澤副参事

どうもご審議ありがとうございました。

次回の都市計画審議会の日程につきましては、現在のところ未定でございます。案件が決まり次第、早めに皆様へご連絡させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

それでは、これをもちまして、本日の審議会は閉会といたします。ありがとうございました。

—了—